

定 例 会 議 会 議 録

開 催 日 時	令和7年1月15日（水）午前10時00分 ～ 午後0時35分	
開 催 場 所	特別会議室、公安委員会室	
区 分	『 全 体 会 議 』 議 題 ・ 要 旨	主 管 部
【 報 告 事 項 】	1 警察官の増員及び職員定数条例の一部改正について 令和7年度の地方警察官増員の概要について、警察庁では、サイバー犯罪や匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺等が治安上の重大な脅威となっている現下の情勢を踏まえ、警戒の空白を生じさせないための取組として業務の合理化や人員の再配置を行ってもなお、既存の人員で対処しがたい緊急の課題に的確に対処するため、地方警察官476人の増員要求を行い、これが容認されたものである。 増員要求項目は、 ・ サイバー空間における対処能力の強化 ・ 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化 の2つであり、本県には12人が措置されることとなったが、要求項目ごとの増員人数は示されていない。 警察官の定数は、警察法施行令で基準が定められており、令和6年4月1日現在では3,721人であるが、これはあくまで基準であり、これに基づき現在の当県の警察官の定数は3,789人と基準よりも多く措置していただいているところである。今回12人増員されることにより、条例定数が3,801人となる予定である。 職員定数条例の改正については、知事部局が所管となるため、公安委員会より条例改正案を提出していただくよう所要の手続きを進めているところである。今回財政状況が厳しい中で警察官を12人増員していただいたということだが、せっかく定数が増えたとしても警察官でこれを満たさなければ意味がないので、採用状況厳しい折ではあるが、より一層採用活動に取り組み、県民の期待に応えられるように進めてまいりたい。 委 員：次年度向けの警察職員採用試験の募集人員等は既に決まっているものとお察しするが、今回増員となる12名の運用はどうなるのか。 警務部長：今年の4月1日から定数が増えることにはなるが、ただちに人が増えるわけではなく、実際は来年度又は再来年度の採用試験で補っていく形となる。ただし、例えば他県警の警察官が本県採用試験を受けた場合に前倒しで採用するなどの可能性はある。 委 員：今回の増員は、先程の増員要求項目2点に限られるという認識でよろしいか。 警務部長：基本的にはこれに基づいて配置されているため、例えば大規模災害の発生等の納得できる理由であれば例外であるが、そこまでの理由がなくただ足りないから他に回すという運用は難しい。 委 員：増員されて、これは喜ぶべき話という受け止め方でよろしいか。 警務部長：国に対しては毎年警察官の増員要望を出しておりそれが認められたことは喜ばしいことであるが、採用活動を担当する部長としては現下の厳しい採用情勢で充足できるかと考えているところである。	警 務 部

委員：宮城県警察官の負担率は全国でも上位にあり、非常に職員の皆さんに負担がかかっているのだろうと察しているところである。ぜひ効果的な採用活動により、警察官にふさわしい優秀な方を採用していただけるようお願いしたい。

警務部長：承知した。

警 務 部

2 交番・駐在所の最適化に係る基本的な考え方について

交番・駐在所の再編整備等を進める上で、一部地域において反対活動が展開されるなど社会的関心を集めている現状にある。

そのため、地域住民に対するより丁寧な説明に努めているところであるが、昨年9月地域警察運営規則が改正され、日勤制交番の導入などの交番・駐在所の柔軟な運用が可能になったことを契機として、県民の理解促進に資するための公表用資料として策定したものである。

基本的考え方の要旨は、

- (1) 交番・駐在所の現状
- (2) 交番等を取り巻く環境の変化と課題
- (3) 配置・運用の最適化方針
- (4) 最適化の進め方

の4点であり、基本方針は、

- 警察力の集中化による複数勤務体制や事案即応体制の確立
 - 交番を一定の人口が集中する地域に設置
 - 駐在所を警察署から遠隔地にある山間・沿岸部に設置
- などである。

今後の取組方針としては、

- (1) 「基本的考え方」の公表

本件は1月の常任委員会に報告するとともに県警ホームページに掲載することとしている。

- (2) 交番等の再編整備

個別の地域ごとに必要性を検討の上、住民・関係機関等への説明状況を踏まえつつ、順次着手していくこととしている。

- (3) 柔軟な勤務形態の導入

地域部及び関係警察署との協議・調整を進めた結果、試験運用中の五橋交番に加え、新年度より8交番を日勤制に移行させることとしており、これらの実施に当たっては、基本的考え方の公表と併せ、事前に警察署協議会や交番連絡協議会等に周知を図ることとしている。

委員：試験運用中の五橋交番では具体的にどのような運用をされているのか、また特に問題等は把握していないか、現状を伺いたい。

地域課長：令和5年から試験的に運用しているが、通常交代制勤務の者が17時15分までは五橋交番で働いて、夜間は他の交番で勤務したり、パトカー乗務をしている。住民の方へは事前に日勤制交番にすることを周知しており、夜間交番が閉まることによって治安が悪化したということではなく、特段問題となる案件は把握していない状況である。

3 初任科第104期生の活動状況及び卒業式の挙行について

警 察 学 校

昨年4月に入校した初任科第104期学生は、大学卒の短期課程56名と大卒以外の長期課程39名であり、警察官としての必要な知識・技能を身につけるべく勉学や術科に励んでいるところ

である。短期課程はすでに所要の期間を終了し、昨年9月末に既に卒業しているが、学生のこれまでの活動状況をご報告する。

災害警備訓練や水難救助訓練のほか、身体に障害を持ちながら生活している方々を理解する社会福祉体験、さらには山形県警との交流会、警察学校近くにある名取市立愛島小学校での交通安全・防犯教室を実施した。小学生からは大人気で、改めて警察官は子供達にとってヒーローであることを再認識したところである。さらには、東北みやぎ復興マラソンに学生と教官合わせて合計38名が参加し全員フルマラソンを完走することができ、同期生同士が励まし合い仲間の強い絆と諦めない強い精神力を身につけることが出来た。

離職状況について、令和6年4月に拝命した学生については、現在までのところ、初任科教養期間中に5名（短期4名・長期1名）が離職している。いずれも入校後、間もない時期に離職しており、理由としてはコミュニケーションが図れない、思っていたのと違う、転職希望などであった。今年度は例年に比べると離職者が少ない状況であり、減少した理由は一概には言えないが、学生の資質によるところが大きく学生同士の連帯感や周りの雰囲気も関係しているのではないかとと思われる。

今年度は学校の校則の見直し（授業後のスマホの返却や髪型の自由化など）を図っており、このような校則の見直しが離職減少や採用募集の増加に繋がれば良いと思っているところである。

現在初任科として入校中の長期課程（男性27名、女性11名）は10か月の初任科教養を終え、本年1月31日に警察学校を卒業し、職場実習として県下各警察署に配置される予定である。式典は午前10時から当校講堂において挙行する予定である。

委員：先日拝見した新卒者のアンケートでは、「なぜその職業を選んだのか」という理由について、1番は職場環境、2番が福利厚生であった。警察は特殊な部分もあろうかと思うが、働き方改革を含め、今回このような校則の見直し等を実施しているということが伝わるというと思う。

警務部長：今回卒業ということになるが、卒業生の配置先については、自宅に近いなど希望があればその要望に応え得るように最大限学生に寄り添った対応をしているところである。

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』	
【 決 裁 事 項 】	1 苦情の受理について（2件）	総 務 課
	2 苦情の調査結果及び通知案について	総 務 課
	3 警察官の増員及び職員定数条例の一部改正について	警 務 課
	4 審査請求の受理について	監 察 課
	5 地域交通安全活動推進委員の新規委嘱の上申について	交 通 企 画 課
	6 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等	運 転 免 許 課

【 報 告 事 項 】	1 公安条例許可申請について（令和6年12月分） 2 小型無人機等の飛行に関する通報について（令和6年12月分）	警 備 課 警 備 課
-------------	---	----------------